データ製品使用許諾契約書

お客様(法人・個人を問いません。以下、「甲」といいます。)と株式会社ミッドマップ東京(以下、「乙」といいます。)は、乙の製品であるデータ製品(以下、「データ製品」といいます。)の使用許諾に関し、次のとおり契約(以下、「本契約」といいます。)を締結します。

(定義)
第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。
(1)「データ製品」とは、別表に記載した乙製の製品及び関連資料を総称してデータ製品といいます。
(2)「関連資料」とは、データ製品の使用に関連して提供されるデータ定義書、その他乙指定の資料をいいます。
(3)「二次的加工物」とは、データ製品及びデータ製品の一部を用いて、二次的に加工された静止画像、動画像、模型及びパース並びにデータベース等の加工物をいいます。但し、データ製品のフォーマット変換や、加工されたものから元のデータ製品をデジタル的に分離できるものついては、データ製品の複製物とみなします。
(4)「第三者」とは、甲が所属する組織の職員(個人の場合は、同世帯内の家族)及び乙以外のものをいいます。
(5)「内部利用」とは、別表に明示された甲の施設内にて、甲の職員(個人の場合は、同世帯内の家族)が使用することをいいます。
(6)「ライセンス数」とは、甲の施設内でデータ製品を格納することが可能なパーソナルコンピュータ等(以下、「PC等」という。)の数をいいます。ネットワーク上のサーバに格納する場合は、利用可能端末数とします。
(7)「刊行」とは、不特定又は多数(100部を超えるもの)を目的としたパンフレット、リーフレット及び広報誌等の印刷物への掲載をいいます。
(8)「公衆配信」とは、テレビ等マスメディア及びインターネットなどを利用して配信する行為をいいます。
(知的財産権)
第2条 データ製品及び関連資料の著作権、その他の権利は、乙若しくはデータ提供元に帰属します。
(使用許諾の内容)
第3条 乙は甲に対して、別表に明示された内容に限り、次号に定めるデータ製品に関する非独占的かつ譲渡不能な使用権を許諾します。
(1)PC等の電子媒体へのデータ製品の格納。但し別表に明示されたライセンス数を上限とします。
(2)地図情報システム、CAD、DTP、文書作成及びその他のプログラム等(以下、「各種プログラム等」という。)の機能を用いたデータ製品の閲覧及び出力。但し、図化等計測可能なプログラム等は除きます。
(3)各種プログラム等による二次的加工物の作成。
(4)二次的加工物の配布及ポスターなどの掲示。但しアナログに限ります。又印刷部数が100部を越えるものは刊行とみなします。
(5)第三者へ提出する報告書等への二次的加工物の掲載。但し1目的あたり100部を越えるものは刊行とみなします。
(6)甲が出展若しくは公演する展示会、説明会及び学会等での二次的加工物の展示。又は説明会及び学会での資料としての配布。
２ 乙が甲に許諾するデータ製品のライセンス数は、別表のとおりとします。
(甲の遵守すべき事項)
第4条 甲は、データ製品及び二次的著作物に関して、第3条第1項に明示的に許諾されている場合や本条第2項の規定により別途許諾を得た場合を除き、他の行為はできないものとします。
２ 甲が第3条第1項に明示されていない行為を行う場合、甲は予め乙の承認を得るものとします。又甲が次の第1号から第5号の使用を行う場合、別途甲乙協議の上、著作権使用料に関する契約を締結し、その対価を乙に支払うものとします。
(1)利用端末数の追加
(2)二次的加工物を使用したA1を超えるパネルの作成
(3)二次的加工物の刊行
(4)二次的加工物の公衆配信
(5)二次的加工物の第三者への販売
３ 第3条第1項第3号から第6号の行為を行う場合、第三者が二次的加工物から、データ製品若しくは画像情報をデジタル的に分離あるいは抽出できない形式としなければなりません。
４ 第3条第1項第3号から第6号の行為をする場合、次のクレジットを表示するものとします。
(c)2021ミッドマップ東京
５ 甲は別表第5号に明示された管理責任者等の情報を変更する場合、変更内容について、書面にて乙に提出するものとします。
(検査)
第5条 乙は、甲が第3条及び第4条に違反しているものと認められる場合、１週間前までに甲に通知し、甲所定の手続きに従い甲の施設内に立ち入り、検査することができるものとします。
(保証)
第6条 乙は、データ製品を甲に提供する権限、権利を有していること及び、データ製品が第三者の著作権を侵害するものでないことを保証します。但し、甲がデータ製品を変更あるいは加工した場合、又甲が本契約に違反してデータ製品を使用した場合には保証の限りではないものとします。
２ 乙は、データ製品が甲の利用目的に適合することについて保証するものではありません。
３ 乙は、データ製品の地図若しくはデータが現状有姿で提供するものであり、実際の地形や地物と完全に一致することを保証するものではありません。
(賠償責任)
第7条 乙の甲に対する損害賠償責任は、甲が直接被った通常

損害に限定し、甲がデータ製品の対価として支払い済みの額を超えないものとします。
２ 甲が本契約に定める使用条件を遵守せず、問題が発生した場合には、甲は自己の費用と責任においてかかる問題を解決するとともに、乙に何等の迷惑又は損害を与えないものとします。
３ 甲がデータ製品に関する乙又はデータ提供元の知的財産権を侵害したとき、又は前項において乙に損害を与えた場合、乙に対して損害賠償責任を負うものとします。
(輸出管理関係法令の遵守)
第8条 甲は、データ製品を使用して設計、開発若しくは製作した製品及び技術・技術情報を輸出、販売又は移転等する場合は、「外国為替及び外国貿易法」及び国内輸出管理関連法令及び輸出先の輸出管理に関する法令・規則を遵守し、それらに定めるところに従い必要な手続を行うものとします。
(譲渡の禁止)
第9条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約上の権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。
(契約期間及び解除)
第10条 本契約は、本条による解除がなされない限り効力を有するものとします。
２ 乙は、甲が本契約の何れかの条項に違反し、かつその是正要請を書面で通知した後15日以内に改善がみられない場合には、本契約を解除することができるものとします。
(契約終了後の措置等)
第11条 本契約が解除又は甲の使用中止によって本契約が終了したときは、甲は直ちにコンピュータ上にインストールされたデータ製品を削除・消去し、かつデータ製品媒体、複製物(記録媒体の如何を問わない)、廃棄してその旨証明する書面をもって乙に通知するか、又はこれらを乙に返還するものとします。
(残存条項)
第12条 本契約が解除により終了した場合であっても、第7条、第11条、第14条の規定は引き続き効力を有するものとします。
(協議)
第13条 本契約に関して疑義が生じた場合、甲及び乙は信義誠実の原則に従い、これを協議し、解決するものとします。
(合意管轄)
第14条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

本契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各１通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

甲　(使用者)

乙　(使用許諾者) 東京都目黒区東山１－７－１
株式会社ミッドマップ東京
代表取締役　河部　俊博

データ製品　使用許諾契約書別表

1	使用許諾製品	MMT デジタルオルソ画像データ　地上解像度 20ｃｍ（平成〇〇年度撮影）		
2	製品データ概要	デジタル撮影空襲写真を画像データ課したもの		
3	ライセンス数	〇〇ライセンス	使用形態	内部利用（庁内利用）
4	データの範囲	1)データの使用範囲：LD〇〇〇目黒 2)目的：「〇〇〇土砂災害ハザードマップ」の背景として		
5	ライセンス取得の部門及び管理責任者	取得部門		
		使用施設の住所		
		部署名		
		担当者		
		電話番号		
6	特約事項			

※個人情報・プライバシー保護並びに防犯等の観点から、データ製品を活用し地上解像度50ｃｍ未満の航空写真画像を不特定多数の方々に閲覧させるインターネット配信は、禁止と利用限定しておりますのでご注意ください。